

第 22 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 22 年 11 月 16 日 (火) 14:00~16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(委 員) 阿藤部会長、津谷部会長代理、佐藤専門委員

(審議協力者) 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、神奈川県、齊藤准教授（聖徳大学）

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室

(調査実施者) 総務省統計局

4 議題 社会生活基本調査の変更について

5 結果概要

(1) 前回部会で整理が必要とされた事項に関する審議

前回部会で整理が必要とされた①～④の事項について、総務省統計局から検討結果が説明された後、審議が行われ、総務省統計局の修正案に変更することが了承された。

- ① 勤務形態を把握する事項に係る記入上の注意の修正
- ② 年次有給休暇の取得状況を把握する項目に関し、年次有給休暇を付与されつつも取得していない者と、年次有給休暇を付与されていない者の区分が明確になるような選択肢の設定
- ③ 1週間の就業希望時間を把握する事項に係る選択肢の時間階級について、有業者における項目と無業者における項目との間での整合を図ること
- ④ ふだんの健康状態を把握する事項に係る選択肢の修正

主な意見は、次のとおり。

- 今回調査においては、調査票のスペース、設問の順序などの設計上の問題から、有業者に限って健康状態を尋ねることは、やむを得ない。しかし、健康と仕事の関係は双方向のものであり、有業者に限るべきではなく、中長期的には、無業者も含め、全員に尋ねるべき事項である。

(2) 調査計画に関する審議（続き）

平成 23 年社会生活基本調査の計画に関する論点のうち、前回部会で審議できなかった点について、個別の論点ごとに審議が行われた。

審議の概要は、以下のとおり。

ア ボランティア活動に関する調査事項の追加（調査票 A）

ボランティア活動に関する調査事項の追加の審議に先立ち、齊藤准教授（聖徳大学）から、今回予定されている変更点に対する意見、今後整備が求められる点等について、意見の開陳があった。その後、審議が行われ、調査事項の追加については了承された。

ただし、「子どもを対象とした活動」の例示について、実施者において再検討することとな

った。

主な意見は、次のとおり。

- 団体などに加入しないで行っているボランティア活動について、従前、複数の選択肢を設定していたものを、今回集約してしまうので、不明瞭になるところがあるとの説明があったが、そのような不明瞭になる部分については記入の仕方で、具体的な活動内容の説明を充実させてはどうか。
→ 記入の仕方において、説明を充実させたい。
- 「子どもを対象とした活動」としては、PTAなど学校の手伝いが一般的と思われるが、例示に含まれていない。したがって、()内の例示について、他の事項の代わりに、PTA活動を入れてはどうか。
→ PTAとすると小学校に限定されてしまうおそれがあるので、幼稚園や保育所における活動も把握できるような表現が望ましい。
- 調査票のレイアウトについて、「加入して行っている」場合の選択肢について、スペースや文字の大きさに工夫をしていただきたい。

イ 世帯員以外の者から受けている育児の手助けに係る選択肢の追加（調査票A、B）
調査事項の追加については了承された。

ただし、設問の文言、世帯員以外の者から育児の手助けを受けている場合の選択肢について、実施者において再検討することとなった。

主な意見は、次のとおり。

- 世帯員について記載するページだということは明らかではあるが、より明確にするため、「10歳未満の人について」は、「10歳未満の世帯員について」としてはどうか。
- 「ふだん世帯以外の人から…」は、「ふだん世帯員以外の人から…」又は「ふだん世帯外の人から…」としてはどうか。
- 世帯員以外の者から育児の手助けを受けている場合の3つ目の選択肢（ボランティア、ベビーシッター、保育ママ）の中にボランティアが含まれているが、齊藤准教授のお話だと、知人、友人の手伝いもボランティアになるとのことなので、このボランティアは2つ目の選択肢（「近隣の知人、友人などから」）と実質的には重なってくるのではないか。
→ 1つ目（「祖父母（10歳未満の人からみた）親族などから」）が親族、2つ目が親族以外の無償、3つ目が有償と考えるのであれば、ボランティアは2つ目になるのではないか。
- 実施者としては、有償か無償かではなく、社会的なつながりを意識した設計としており、1番内側が親族、その周りに近隣の知人や友人、一番外側のものとして3つ目の区分を設けている。
- その考え方理解できるが、複数の回答が可能な選択肢は望ましくない。また、子育て支援については自治体によって内容や方法が異なり、現在の選択肢のどこにも該当しない場合も考えられる。レイアウトを工夫して、「その他」を追加してはどうか。
- 「その他」を追加した場合、3つ目の選択肢との切り分けが問題になるのではないか。
- 3つ目の選択肢そのものを「その他」に変更してはどうか。

ウ 携帯電話やパソコンの使用状況等の削除（調査票A）

携帯電話やパソコンの使用状況等の削除については了承された。特に、再検討事項はなかった。

エ 週休制度の削除（調査票A）

週休制度の削除については了承された。特に、再検討事項はなかった。

オ 居住室数の削除（調査票A、B）

居住室数を削除については了承された。特に、再検討事項はなかった。

カ 生活行動種目の見直し（調査票A）

生活行動種目について今回見直さないことについては了承された。特に、再検討事項はなかった。

キ インターネット回答方式の調査票Bにおける併用

調査票Bについて、インターネットによる回答方式を併用することについては了承された。特に、再検討事項はなかった。

主な意見は以下のとおり。

○ インターネット回答方式を併用することによる地方自治体の負担増とは何を想定しているのか。

→ 調査票の回収に際して、報告者ごとに、インターネットにより回答したのか、訪問により回収しなければならないのかを隨時確認する作業が新たに発生すると想定している。

○ インターネット調査については、選択式の調査票Aの方が向いているのではないか。

○ 電子調査票の設計に係る費用を考えると、報告者数が多い調査票Aで導入する方が、スケールメリットがあるのではないか。

→ これまで他の調査でインターネット回答を試験的に導入してきているが、地域限定で実施しているものが多い。調査票Bについてではあるが、全国的な導入は本調査が初めてである。調査票Bのみとするのは、今回が初めての都道府県も多いことから、新たに発生する事務も考えて、報告者数の少ない調査票Bで試験的に導入したいと考えている。なお、調査票Bの生活時間について、パソコンを使える者であれば、詳細な生活時間部分の記入について、紙面への記載よりもパソコンでの入力の方が、負担が少ないと考えられることから、報告者の利便性の向上に資する面もあると考える。

さらに、費用という面では、従前は、自由記入欄である調査票の生活行動の部分について、調査票を回収した後、電子データにするための入力作業を委託業務により行っていた。今後、インターネット回答が増えれば、その面で、委託コストの削減が期待できるものと考えている。

ク コールセンターの設置について

コールセンターの設置については了承された。特に、再検討事項はなかった。

ケ 封入提出方式、郵送提出方式の併用について

提出について、封入提出方式、郵送提出方式を併用せず、原則、調査員へ提出する方法によることが了承された。特に、再検討事項はなかった。

主な意見は、次のとおり。

- 本調査は、生活時間調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなる。したがって、封入提出や郵送提出により提出された調査票に記載漏れ等があった場合、後追いで確認しても、なかなか正確な補筆ができない可能性が高い。個人情報保護意識の高まりにより、調査員調査が難しくなっているという一般的な事情は理解できるが、本調査の性格を考えたとき、調査員調査で、正確な回答を得ることを最優先すべきである。
- 郵送提出は、報告者の意図にかかわらず、不注意による回答漏れが起きやすいことから、その場で漏れ等の確認ができる調査員による回収とするべきである。また、今回から導入するインターネット回答方式の影響を分析する観点からも、基本的な調査方法は現行のままとすることが望ましい。

6 次回予定

次回部会は、12月6日（月）（13時30分開始予定）に、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項及び今回審議されなかつた論点について、審議することとされた。